The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	河内百濟寺の佛舍利流傳
Author(s)	音代, 節雄
Citation	懐徳. 1961, 32, p. 40-49
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90360
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

河内百濟寺の佛舍利流傳

音代節雄

第一章　佛舍利概說

佛教徒が最も敬虔な禮拜崇信の對象としてゐるのは佛舍利であつた。『金光明經捨身品』によると、舍利は戒定慧の薫修する所と說き『倶舍光記』に佛の身體也といひ、『玄應音義』に身骨をいふ、全身なるものあり、碎身なるものあり、と說いてゐる。釋尊の遺芳を後世に殘すものとしての唯一無二の聖骨であつた。

佛滅後、舍利を奉安するため塔婆が築かれ、阿育王に至つて八個所のうち七個所から舍利を取り出して碎分し塔婆を八萬四千の聖地に築造した。しかし佛舍利は限定的なものであり之が分配には自ら制限を加へねばならなかつた。そこで自ら代替品の出現を促すに至つた。佛像や經典がこれである。

佛徒が聖なる舍利を求めて天竺に渡つた。日本の佛教徒が之を唐土に求めたのは旅行の困難と距離とによる。『涅槃經』によると、釋尊は帝釋に告げて曰く、我今汝に牙舍利を與ふ。天上に於ては寶塔を起し福德無盡を供養すべしと。帝釋は荼毗處に至つて佛牙を受けた。この說は他の傳說に比して現實に近い樣相を呈してゐる。これが聖骨分布の根源であらう。『佛國記』や『大唐西域記』には印度佛塔及び舍利に關する見聞を錄してゐる。

日本の寺院に初めて舍利を安置したのは蘇我馬子が大野丘に建てた塔に於てであつた。『日本書紀』欽明天皇十三年紀によると此舍利は司馬達等が獻じたものである。推古天皇も佛刹を建てんとして舍利を求められたことが『日本書紀』推古天皇十四年の條に見える。又『善隣國寶記』には崇峻天皇元年三月百濟國の釋惠滋が來朝して佛舍利を獻じたことを錄してゐる。

幾多の海難に屈せず奈良時代に來朝した鑑眞は『唐大

和上東征傳』によると、肉舍利三千粒は携へ來つた。和上は海難毎に舍利のある處自己の身體は護らるべしとの信念を以て海を渡り、初志を貫徹した。鑑眞は携へ來つた佛舍利のうち卅粒と經籍法具を表につけて朝廷に進獻したと『招提千載傳記』に傳へてゐる。舍利殿にはこの舍利が安置せられ、後東室を二分して其一を舍利殿となし莊嚴美麗の大壇を構え三千の金骨を奉安した。右書の著者をして「三千金骨者吾寺最第一靈物而日域之珍寶也」と誇らしげに揚言せしめたのである。おそらく當時としては數量的に優越してゐたであらう。

かく舍利が尊信せられた反面に弊害も現れた。卽ち道鏡の作僞的な舍利の利用が己れの榮達に取入れられた。天平神護二年十月廿日隅寺の毘沙門像より舍利出現して法華寺に請ぜられた。茲に於て詔勅まで出され、大佛舍利の色彩美しく形も圓滿にて奇瑞の效驗が現れたとて道鏡に法王、發見者圓興禪師に法臣を授けられた。どうせ道鏡一派が他處より運び來つて朝廷を欺いた一芝居であつて、彼らの增上慢は徐〻に上昇しつつあつた。隅寺とは法華寺の一隅であると傳へ海龍王寺の謂である。弘法大師筆の『隅寺心經』といふのが現存するが、眞筆であるか否かは疑はしい。

弘法大師が唐に渡つた時、勿論佛舍利を持ち歸つた。眞蹟は竹生島寶嚴寺に所藏され傳敎大師の書寫本が東寺に藏されてゐる『空海請來目錄』には佛舍利の記載があるであらうが、私はまだ現本を寓目するの機を得ない。しかし『東寶記』に錄す所によればこの舍利は八十粒あつて大經藏に藏せられ就中金色舍利一粒は貴重品であつた。流傳に就ては次の系譜が知られる。

金剛智阿闍梨——大廣智阿闍梨——青龍阿闍梨——弘法大師

之に對する盛大な舍利會が行はれた。康和五年五月廿六日、弘長二年四月廿八日等の記錄が『東寶記』に見える。

慈覺大師圓仁の唐土旅行は苦難に充ちた修行であつて、承和五年六月十三日博多を出帆し、同十四年九月十七日博多に歸着するまでの九年餘の修練は異常な體驗であつた。弟子の死を見守る等の悲哀もあつて驚嘆すべき大旅行であつた。此時佛舍利が請來せられ、貞觀二年舍利會を行つた。

石門寺に於ける舍利感得の奇瑞譚を圓仁の『入唐求法巡禮行記』は次の如く語つてゐる。卽ち近日舍利を感得した。讀經中光明が三道から寺に遍照した。光の來る處を尋ぬるに西に巖あり、地下一丈餘を掘るに三瓶の佛舍利を得た。青瑠璃瓶には七粒、白瑠璃瓶には五粒、金瓶の中には三粒が納置されて居り、驚いて佛殿に安置した。

又大興善寺の元政和尚に謁し金剛界の大法を受けた。翻經堂の南に大辨正廣智不空和尚の舍利塔があつた。金剛智不空二三藏が曾てこの翻經院にて經文を譯した處である。又舍利會にも遭つてゐる。大莊嚴寺及薦福寺では釋迦牟尼佛牙供養が開かれ、佛牙樓があつて「散錢如雨」と書いてゐる。藍田縣では飲食無料の布施が行はれ、來會禮拜の僧俗群集し佛牙樓上に登つて佛牙を拜し隨喜讃嘆した。崇聖寺も亦佛牙供養を開き、興福寺も同樣であつた。城中に四つの佛牙がある。崇聖寺のは那吒太子が終南山宣律師に與へたもの、莊嚴寺のは天竺より護法迦毗羅神將が獲來つたもの、一つは法界和尚が塡國より將來したもの、一つは西藏より將來したものである。今城中に四寺供養があり、圓仁は好機に際會して金剛界大法を受け、傳法灌頂を受けた。兼ねて慈恩寺の大塔にも登つた。興福寺では佛牙を拜して一泊して居る。その他寺院から伽藍への忙しい求法の行旅は圓仁の宗教的修練に多大の貢獻をしたが、舍利以外の記事は省略に從ふ。

日本の大寺著名寺院が佛舍利を競望して安置尊信したことは佛教國としての當然の感情である。今南都諸寺の舍利保存の狀態を『南都七大寺巡禮記』から抄錄概說する。

法隆寺	上宮王院舍利堂、夢殿北	一粒白色大小豆許
橘寺	太子堂	六粒及聖德太子御齒一水精壺
東大寺	淨土堂、東大寺別所元東塔寶物十粒	十六粒、菩提僧正天竺より將來、聖武天皇に獻ず、始めは一粒、後分散二粒、一粒は大佛眉間、重源八十粒大佛體內に納。東寺三粒招提寺三粒。
大安寺	寶藏	波羅門僧正持參
西大寺	四王院	四王堂の舍利
興福寺	勸學院	舍利醍醐三寶院本尊
唐招提寺	寶藏	鑒眞和上將來、白瑠璃壺に納め銅塔に安ず三千粒、今七百餘粒

これらの舍利が如何なる容器で安置されてゐたかは寺院によつて異るが、先年法隆寺五重塔の心礎の舍利孔から海獸葡萄鏡と共に發見せられた五層の容器や近江崇福寺の塔の心礎の横孔から發見せられた銅、銀、金、瑠璃四重筐の容器は類品中の壓卷である、左に工藝的逸品としての舍利容器を表示する。

神佛習合思想の爲平安朝以來、佛舍利を諸社に奉納せ

形式	所藏者	時代	寄進者
金銅舍利塔	奈良西大寺	十三世紀建長六年	叡尊
寶塔形舍利塔	法金剛院	十三世紀	
金銅五輪形舍利塔	胡宮神社	十三世紀建久九年	重源
金銅舍利塔	海龍王寺	十三世紀正應三年	
水晶舍利塔	延暦寺		
ア字舍利塔		十三世紀	
重層寶形造舍利塔	德禪寺	十四世紀貞治二年九月廿三日	徹翁

らるる行事が始められた。『日本紀略』によると村上天皇の天暦二年九月廿二日五十五社に奉納せられ、應和、天祿、永延、寛仁年間の記錄もあり、『本朝世紀』には近衞天皇の天養元年十月三日、五十七社奉納のことが記錄されてゐる。『常住寺佛舍利記』に北野神社の內陣後戶に舍利が數多安置せられてゐたことを錄してゐるのは北野社も奉納社の一たることを語つてゐる。『濫觴抄』に諸社奉納は後朱雀天皇の長暦二年六月十五日を初見としてゐるが天暦の例があるから誤であらう。この儀式は一代一度の佛舍利使發遣としての盛儀であり『玉海』には建久三年三月十日『玉藥』には寛喜元年八月八日の莊嚴な式の模樣が詳細に記載せられてゐる。

舍利を供養する宗教儀式を舍利會といふ。『今昔物語』によると、貞觀二年延暦寺で始められたのが最初で、東寺や四天王寺では金堂で行はれ、唐招提寺では講堂で行はれた。舞樂などがあつて盛大なものである。費用等も延喜二年四月一日の比叡山の時は宇多法皇が登山され近江國滋賀郡の勅旨田十町のうち七町を供養料に寄せられ、三町を法華三昧料に充てられた。

『古今和歌集』卷第八　離別

雲林院のみこの舍利會に山に登りて歸りけるに櫻の花のもとにて詠める。

僧　正　遍　昭

山風に櫻吹きまきみだれなむはなのまぎれに立とまるべく

紫野大德寺の寺地に平安朝時代、菩提講で隆えた天台宗の雲林院があり仁明天皇皇子常康親王が居られたが、比叡山の舍利會に參詣せられて歸つて來られた時、櫻の名所である雲林院の花は眞盛りであつたので、同じその寺院の僧であつた遍昭が詠んだものである。

第二章　百濟寺の佛舍利

河内百濟寺は枚方市内に其遺跡が特別史跡に指定せられて殘存するが、成立、廢滅その他の詳論は昭和廿六年三月刊行の『枚方市史』に發表した。今新たな史料に接して百濟寺寶藏の佛舍利が如何なる流傳を經て奉納され、又何時分散したかの問題に就て聊か管見を披瀝したい。

河内百濟寺の起工を天平勝寶二年、落慶は天平寶字三年頃と私は推定したが、この年代は唐招提寺の建立された時期である。大檀越は當時河内國司に補任された百濟王敬福と斷定した。此說は百濟寺にまつはる從來の傳說と異り歷史的な根據に從つて私が是正したものであり、現在學界に於て承認せられてゐる。百濟寺の伽藍配置は昭和七年の發掘調査に依つて藥師寺式であることが確認せられたが、東西兩塔は五重塔か三重塔か判明しない。この時代の塔の礎石で殘存してゐる西大寺、藥師寺西塔、山城國分寺等の規模に比すると稍〻小さいから當麻寺の如く東西に三重塔が聳えてゐたのではなからうか。若し五重塔にしても百廿尺以下の小形のものであらうと推定される。

百濟寺の佛舍利はどこに安置され、何方から將來されたものであるか。此點に就ては全く記錄を缺く。西塔心礎は石枘のある凸形で舍利孔がなく側面孔も穿つてゐないから恐らく塔上か或は寶藏に納められてゐたのであらう。創建時代の舍利はそれではいづれの寺院から請來せられたのか。私に思ふにこれは開基宣教大師が法相宗の系統で興福寺に屬してゐた關係から興福寺に要請して移座したものと解釋するのが最も妥當且適切である。奈良時代にどれ程の舍利が興福寺に安置されてゐたかは知る由もないが、治承四年の平重衡の南都攻めの際堂塔伽藍が燒かれてから湮滅減少したであらう。其後諸方から集められ『南都七大寺巡禮記』によれば室町時代には醍醐三寶院から請來せられたものが、勸學院に藏置せられてゐた。これは醍醐三寶院の本尊で、中古南圓堂建立の時、寶形の金を十方に勸進した。その金の中に圓金一つがあつた。披いてみると中に佛舍利があつたので之を安置した。興福寺では二月十四日に報恩會を修する。舍利會と號し承元二年から之を始めてゐるからこの寺の舍利藏置は遠く泝れる。

『百錬抄』承元二年の條に交野御堂と見える寺院は百濟寺であると『枚方市史』に斷定した。卽ち

承元二年九月七日　上皇　交野御堂供養

上皇密々有御幸

の本文である。枚方市には更に飛鳥、白鳳時代の古瓦を

出土する九頭神寺址がある。しかしこの寺は夙く湮滅したらしく杳として中世の樣子は判明しない。右の上皇とは後鳥羽上皇である。この記事を裏書するものとして私は市史に『明月記』の左の條を掲げた。

承元二年九月五日。明後日片野御堂供養解脱房願文三位中將殿令淸書給云云

十一日今日上皇還御日也

十六日自大內還御云々

交野地方は上皇曾遊の地で鷹狩の折は渚院に御幸になつてゐる『明月記』建仁三年十月十日、元久二年四月廿七日、元久二年五月廿七日に徵證があり渚院では御宿泊になつて居られる。渚院と百濟寺の距離は僅か十數町に過ぎない。

百濟寺供養の導師は解脫上人貞慶であると考へられ願文淸書者は源定通か藤原忠信のどちらかである。そこでこの貞慶が登場することによつて百濟寺の舍利問題が發展する。

昭和卅五年十一月に刊行せられた『中村直勝博士蒐集古文書』に一通の後鳥羽上皇院宣がある。

奉請拾參粒　之內甲壺貳粒　乙壺壹粒

東寺御舍利十三粒

可令奉請給者候

院御氣色執達如件

元久二年

後七月廿二日　參議（藤原長房）

謹上　東寺法務　御房

後鳥羽上皇が東寺に向つて東寺所藏の佛舍利十三粒を乞はれた。御使に立つたのは參議藤原長房である。『東寶記』によると既述の如く弘法大師請來の舍利八十粒が大經藏に安置せられ、大師の遺書には一粒と雖も他へ分散せしめてはならぬと制禁せられたと傳へられる。それが偉大な靈驗のあつたことは天長四年五月空海をして內裏に於て舍利を以て祈雨法を修せしめて大いに雨が降つたことを『東寺長者補任』に傳へてゐる。しかも此東寺の舍利は後世數量が增してゐる。天曆、天祿の時代に四千八百粒あつて甲乙の二壺に分配した。これは『東寶記』の記載であるがその中に勘計記を引用して、權少僧都寬空が天曆四年正月十五日眞言院に於て計算した時には甲壺に四千二百五十九粒、乙壺に五百卅五粒あつた事を錄してゐる。權少僧都覺源が天喜二年正月十四日計算した所では甲壺六百八十粒、此中金色十八粒、乙壺三千六百四十五粒、此中金色六十一粒となつてゐる。此時以前は甲壺多く乙壺少なかつたが以後は甲少く乙が多い。天下豐饒の時は分布が倍增し、國土衰危の時は粒數が減少す

る。甲乙互に增減を示してゐる。金色の根本舍利一粒の如きは殊に貴ぶべきものである。天喜の時代には甲乙合して七十九粒に減じ後滅失してゐる。文和年間後光嚴院金色の佛舍利を一粒加納せられ光明峯寺入道藤原道家が本尊に安置した。

後鳥羽上皇の院宣に見える甲乙兩壺の意は右に依つて判明する。抑〻東寺の佛舍利は傳法印信のため列祖敬戴のものである。此時勅使に立つて舍利を奉請した參議藤原長房は『尊卑分脈』によると九條三位光長の長子で正三位民部卿參議、三事頭、母參議俊經卿女、承元四年九月廿六日出家、法名覺心、海住山民部卿入道と號し、仁治四年正月十六日七十六歲で薨じた。經歷を『公卿補任』に求めると元久三年從三位近江權守、建永二年同、承元二年同、承元三年正月十三日民部卿に遷り三木を辭す。四月十四日正三位に敍せらる、承元四年九月廿二日出家して居り出家の日が『尊卑分脈』と四日の差がある。後鳥羽院の院宣に見える此時の東寺法務は『東寶記』によると建仁三年正月八日御就任になられたと解すべき惣法務二品道法法親王であらう。後鳥羽院が何故東寺の舍利を奉請せられたかは知る由もないが、思ふに此時交野新御堂が完成に近づき、そこに安置すべきものを東寺に求められたのではないか。元久二年から承元二年の交野御堂供養まで滿三年であるからである。

後鳥羽上皇の御眷顧を蒙つてゐた解脫上人が交野新御堂の供養導師に選ばれたのは自ら明らかである。然るに供養が終つて自坊、海住山寺に歸つた貞慶は佛舍利二粒を持歸つた。それは河内百濟寺の所藏品の一部である。昭和卅六年二月號の『史學雜誌』に海住山寺の佐脇貞明氏は左の海住山寺文書を紹介せられた。

佛舍利二粒　納水精塔

一粒　東寺

一粒　招提寺

件舍利者、承元二年戊辰九月七日於河內國交野新御堂、從院所奉請也、御使長房卿云、其色濁者、東寺也、其色澄者、招提也云〻今有愚願、奉安置山城國海住山了

承元貳年九月九日　沙門　花　押

貞慶自筆の佛舍利安置狀である。右の文書の日付は百濟寺供養の嚴修せられた九月七日の翌々日であるから、供養がすむなり、上人は海住山寺に歸つたのである。しかも曩に後鳥羽上皇が東寺から請來せられた舍利が一旦百濟寺に納められ更に海住山寺に移つたことになる。唐招提寺の鑑眞和上請來の舍利が百濟寺にも安置されてゐたのは必ずや後鳥羽上皇が唐招提寺に乞はれたものと察せられる。貞慶は藤原長房を仲介として舍利を奉請したが

後鳥羽上皇も東寺への御使として長房を遣はし舍利を乞はれたので因緣は深い。

藤原長房は法名覺心であることは前述の通りであるが、海住山寺には沙門覺眞と署名した文書がある。佐脇氏は覺心と覺眞と同一人であるとし同寺文書の覺眞の佛舍利安置狀を紹介せられた。

海住山寺

五重寶塔安置佛舍利七粒、建保二年二月三日當先師登霞周忌終供養之七粒內二粒先師御相傳也其子細在別記五粒今奉加之、七粒安置有所表永莫他散

沙門覺眞

海住山寺の五重塔は現存し、その中に舍利七粒が安置せられた。この內二粒は百濟寺から請來のもので、それに五粒を新たに加へて覺眞が先師解脫上人の恰かも一周忌に際して奉納し、他散なきやうに祈禱してゐる。五粒の內三粒は長房時代に東寺から受けたものである。上人は建保元年二月三日に寂したのである。この舍利は今も海住山寺に所藏せられてゐると思はれるが、既述の通り、河內百濟寺の佛舍利の流傳移動の經路が聊か判明したことは喜ばしい。卽ち鑑眞和上と弘法大師が唐土から請來の舍利の一部が唐招提寺と東寺から河內百濟寺に傳はり更に一部分が海住山寺に送られたので、興福寺から百濟寺に送られたと想像すべき記錄にはまだ遭遇しない。東寺の舍利が漸減して行つたことに就いては悲しい出來事があつた。諸寺に分散して行くのみでなく盜賊の掠奪することもあつた。『東寶記』によると建保年間に寺に侵入した盜人は大般若經を破つて舍利を包み持去つた。建保四年十二月五日夜、盜人は寶藏から舍利を盜み取り、廿九日檢非違使秀能が盜人を搦めとり取返したので秀能は勸賞に預り出羽守に任ぜられた。兼ねて佛舍利を拜領した。三月九日舍利三千二百八十二粒が元の如く寶藏に納められた。嘉曆四年六月廿五日夜盜人が寶藏に入り舍利壺二、甲乙を盜み、舍利は甲乙兩壺を混合して別器に移し置いた。壺だけ二つ卽ち銀壺を持去つた。寺僧が集つて舍利を勘定したところ一千五百五十四粒であつた。盜人の後日の白狀によると神泉苑から殊に寶藏のあたりで雷鳴が甚しかつたので佛舍利を捨てたのである。東寺大湯屋の後の堀池に捨てたのを後日發見した。かくて東寺の舍利減少を防ぐため後醍醐天皇は綸旨を賜はつた。

（東寺文書）

佛舍利事

右國家鎭護之本尊、朝廷安全之祕術、無如此靈寶、男女緇素輙被免奉請之間、壺中漸減其數、太以背大師之冥慮、向後固可令制禁、有利益之大願、雖令奉請、不

可過三粒、非其人而得此寶之條、不異令赤子持靈劍者歟、可愼々々努々

元弘三年九月廿二日　　御　花　押

特殊な場合でも三粒を超えぬやう制禁せられた。光嚴上皇も曆應三年二月廿九日院宣を下され同樣の趣旨を下知せられた。（東寶記）

東寺御舍利事、寺解奏聞之處、於今度者、已勅使上者早可被奉請、至向後者、輙不可奉出之由可令下知給之旨其沙汰候也、恐々謹言

曆應三年

二月廿九日　　資　明

右の資明は正三位柳原資明で當時右衞門督、使別當であつたことが『公卿補任』によつて判る。長谷寺の佛の眉間の料に東寺の舍利五粒を乞はれたことがある。この時も將來の濫授を戒めて居られることを『東寶記』に傳へてゐる。

長谷寺御佛眉間新、當寺佛舍利五粒可被奉請也、如此之次、長者幷勅使稱先例、兼不申入子細、私奉請之條不可然、向後可被止之儀之旨、御氣色所候也、仍執達如件

弘安三年庚辰

七月廿八日　　參　議　賴　雅

『公卿補任』を檢するに後宇多天皇弘安三年の參議は正二位四條房名であり、前參議正二位藤原顯雅となつて居るので賴雅は顯雅の誤植であらうか。詳しく考ふべきである。

足利尊氏が日本六十六ヶ國の安國寺を制定した時、和泉の久米田寺も其一つに列し塔中に舍利二粒が安置せられたが、その中の一粒が東寺請來のものであつたことが久米田寺文書に依つて明らかである。

奉安置　和泉國久米多寺塔婆

佛舍利二粒　一粒東寺

右於六十六州之寺社建一國一基之塔婆忝任申請旣爲勅願仍奉請東寺佛舍利各奉納之伏冀皇祚悠久衆心悅怡佛法紹隆利益平等安置之儀旨趣如件

曆應二年八月十八日　左兵衞督源朝臣直義（花押）

如何に舍利が多くとも東寺から六十六ヶ國の安國寺に分散されては減少の一路を辿るのみであつて、曆應三年の光嚴上皇の院宣もさこそと肯ける。しかし上皇と雖も時には請はれることがある。『佛牙舍利記』には後光嚴上皇が夢窓國師に勅し圓覺寺舍利殿の舍利を望まれ、應安七年正月十七日に奉獻した。

以上佛舍利に就て概說し併せて河內百濟寺の佛舍利の流傳經路に就き新史料を目睹して聊か明白になつたこと

は喜ばしい。何れも古人今人の文獻發表に負ふ所多大である。卽ち傳來は

唐招提寺―
東　寺―――河內百濟寺――山城海住山寺

の系譜となる。興福寺系統の不明な點は文獻の缺如による。百濟寺東西兩塔の礎石群には夏草が生ひ繁り視野をさえぎつてゐる。果して昔は舍利が塔に安置されたのか舍利殿に奉納せられてゐたのかは知る由もない。かすかにそよ風が塔址の雜草を渡つて來て汗ばんだ肌に涼味を與へてくれる。

（昭和卅六・七・廿三）

追記。廣隆寺藏の伊賀局自筆「東寺御舍利相傳次第」によると、建保四年正月廿七日に大夫房と稱する强盜が東寺の舍利を奪ひ、出羽判官藤原秀能が法性寺大路で搦めとり舍利を取返した。其うち卅三粒を後鳥羽上皇が御奉請、十粒は秀能が拜受した。承久亂後、隱岐國で上皇御惱の際、法然上人に形見として日頃御所持の舍利一千粒を御下賜になり、殘りは伊賀局が拜領した、藤原秀能は新古今時代の歌人である。